

第 4 6 号議案

蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 2 日提出

蒲郡市長 鈴 木 寿 明

蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年蒲郡市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に 従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に 従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭 補償として、葬祭を行う者に対して<u>3 3 万円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に 従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に 従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭 補償として、葬祭を行う者に対して<u>3 1 万 5, 0 0 0 円</u>に補 償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた蒲郡市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の蒲郡市消防団員等公務災害補償条例（以下

「旧条例」という。) 第 18 条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第 6 条の規定による金額により支給されたもの(その額が 66 万円未満であるものに限る。)の支払は、新条例第 18 条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。